

健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届  
厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届

【**手続概要**】

この届出は、被保険者および 70 歳以上被用者の受ける報酬が、昇給や降給により大幅に変動があった場合であって、以下の要件を満たした場合に速やかに事業主が行うものです。

【**標準報酬月額改定の要件**】

下記 1 ～ 3 すべての要件を満たした場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して 4 カ月目の標準報酬月額から改定されます。(例：4 月に支払われる給与に変動があった場合、7 月)

1. 固定的賃金に変動があったとき
2. 従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額※に 2 等級以上の差が生じるとき  
(年間平均の場合は 1 等級以上の差)
3. 固定的賃金に変動した日以後、引き続いた 3 カ月における報酬の支払われたすべての月の「報酬の支払の基礎となる日数」がそれぞれ 17 日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は 11 日)以上であること

※ 標準報酬月額は、変動後の固定的賃金が支払われた月から引き続く 3 カ月分の報酬の平均額に基づき算出します。(例：4 月に支払われる給与に変動があった場合は、4 ～ 6 月の 3 カ月の平均)

※ 次の場合は、月額改定の要件には該当しませんので、この届書は不要です。

- (1) 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた 3 カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2 等級以上の差が生じた場合
- (2) 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた 3 カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2 等級以上の差が生じた場合

【**記入方法**】

1. 短時間労働者である場合は、⑱備考欄の“3. 短時間労働者(特定適用事業所等)”を○で囲んでください。
2. 固定的賃金の変動があった月から、改定月の前の月までに被保険者区分(一般から短時間労働者またはその逆)に変更があった場合は、備考欄に「被保険者区分変更後の賃金が支払われた月」および「変更後の被保険者区分」を記入してください。(例：4 月に短時間労働者から一般に変更した後、6 月に一般から短時間労働者に変更となった場合(当月払い)は、⑱備考欄に「6 月 短時間」と記入)

### 【添付書類】

年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合、以下の添付書類が必要となります。

(様式 1) 年間報酬の平均で算定することの申立書 (随時改定用)

(様式 2) 健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等 (随時改定用)

### 【提出先】

郵送で事務センター (事務所の所在地を管轄する年金事務所)

### 【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参